# 北区山田出張所市民参画スペース 運用要領

#### 1. 趣旨

北区民と北区による協働と参画のまちづくりを推進し、区民の地域活動や地域団体間の交流を支援することを目的として、山田出張所内の会議室等を「市民参画スペース」(以下、「当施設」という。)として、利用団体が活用するために必要な事項を定めるものとする。

## 2. 利用目的及び利用団体

- (1) 当施設の利用目的は、上記「1. 趣旨」に沿ったものに限るものとし、次の目的で利用することはできない。
  - ① 個人的な専用利用
  - ② 営利目的の利用
  - ③ 宗教活動又は政治活動のための利用
  - ④ 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
  - ⑤ 飲食を目的とした利用
  - ⑥ 音や振動を発生させ、出張所の業務等に支障がある利用
  - ⑦ その他区長が不適切と認める利用
- (2) 当施設を利用できる団体(以下、利用団体)は、主として北区民で構成され、山田出張所管内で協働のまちづくりを推進する活動を行っており、下記の要件を満たす団体とする。
  - ① 営利活動を目的としない団体
  - ② 暴力団、反社会的団体でないこと。暴力団、反社会的団体またはそれらの団体 の構成員等の統制下にない団体

### 3. 利用できる施設

- 1階 談話室 (70㎡)
- 2階 第1会議室 (77㎡)、第2会議室 (77㎡)、和室 (10畳)

### 4. 利用手続

- (1) 当施設の利用を希望する団体は、事前に利用団体登録を行うものとする。団体登録の手続きの詳細については、別途「北区山田出張所市民参画スペース 利用細則」(以下、「利用細則」という。)の規定によるものとする。
- (2)利用登録した団体は、施設を利用するにあたり山田出張所に利用申込を行うものとする。申込手続きの詳細については、利用細則の規定によるものとする。
- (3) 本要領に定めるもののほか、当施設の利用に関し必要な事項は、利用細則の規定によるものとする。

# 4. 利用団体登録等の取消し

区長は、利用団体が次のいずれかに該当するときは、その登録の取消し、又は使用の取消し、その他必要な措置をとる。その他管理運営上やむを得ない必要が生じたときも、同様とする。

- (1) 登録団体から団体登録取り消しの申し出があったとき。
- (2) 本要領又は利用細則に違反したとき。
- (3) 利用目的、利用制限、利用上の注意などに違反して使用したとき、または不適切な利用があったとき。
- (4) その他公序良俗に反する行為があったと認めるとき。

## 5. 利用時間

当施設を利用できる時間は、原則、平日(開庁日のみ、年末年始は除く)の9時から12時及び13時から17時とする。1回の最大時間(準備・後片付けの時間を含む)は原則3時間(但し、展示にかかる利用についてはこの限りではない。)までとする。

### 6. 利用料

当施設の利用料金は無料とする。

# 7. 備品の利用

利用団体は、当施設の利用時間内において備品を利用することができる。備品の利用については別途利用細則によるものとする。

# 8. その他

本要領に定めるもののほか、当施設に必要な事項は区長が決定する。

附則(R6.4.1制定)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。